

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

- 本市には 1,800 余戸の市営住宅を保有しており、県内においても世帯数に対しての比率が高いものの、近年の社会経済情勢の変化、高齢化社会の到来、多様化する市民のニーズに対して、市営住宅が多いただけでは市の住宅政策として市民の評価を得ることは難しい状況にあります。
- 今後は、市営住宅の建替え、管理に特化した「市営住宅行政」から、幅広い市民の住生活を支援する「総合的な住宅行政」へ転換を図っていく必要があります。
- 生活道路の整備については、幹線道路などの交通体系との整合を図りつつ、利便性の高い道路網の整備を進め、段差解消やバリアフリー化の推進を図っています。

また、歩行者の安全を確保し大型車両の通行を円滑にするため、拡幅工事を実施し、人に優しい道づくり事業＝バリアフリー化として、面的に質の高い道路整備を行い、道路と沿道の調和を図り、誰もが安心して使いやすい道路整備を行っています。

1. 良質な住宅の確保

施策展開のポイント

▶ 良質な住宅の確保

市営住宅の優先入居の制度の活用や、持家又は借家を含めた広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等の推進を図る。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
良質な住宅の確保	→市営住宅の優先入居の制度の活用	C	B
	→住宅の確保に資する情報提供等の推進	A	A
	→優良賃貸住宅整備支援の推進	A	A

2. 良好な住環境の確保

施策展開のポイント

▶ 良好な住環境の確保

公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情等を踏まえつつ、保育園等の子育て支援施設を一体的に整備するように努める。

また、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策の推進を図る。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
良好な住環境の確保	→良好な居住環境の創出	A	A
	→シックハウス対策の推進	A	A

3. 安全な道路交通環境の整備

施策展開のポイント

▶ 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備に向けて取り組む。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
安全な道路交通環境の整備	→幅の広い歩道や歩行者感应信号機等、バリアフリー対応型信号機の整備推進	B	A
	→生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化の推進	A	A
	→自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の運用等の推進	C	B

4. 安心して外出できる環境の整備

施策展開のポイント

▶ 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるように、公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化を推進する。

また、公共施設等においては、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進する。

さらに、各種バリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努める。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
バリアフリー化の推進	→日常生活が安全で快適な道路空間となるバリアフリー化の推進	A	A
	→保育園・幼稚園・学校、公園、運動公園施設などの公共施設のバリアフリー化の推進	A	A
	→ユニバーサルデザイン [*] についての庁内各課の研修や勉強会の実施	B	A
	→障害者（児）も参加したユニバーサルデザインについての学習会の実施	B	A
子育て世帯が外出しやすくなる環境整備	→公共施設等のトイレへのベビーシートやおむつ交換台・授乳設備の設置推進	A	A
	→商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の整備検討	C	C
バリアフリー情報の提供	→子育てバリアフリーマップの作成や、各種バリアフリー施設の整備状況等についての情報提供の推進	B	A

※ユニバーサルデザイン

「できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品・建物・空間をデザインすること」と定義しています。障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などに関わらず、多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方です。

5. 安全・安心まちづくりの推進等

施策展開のポイント

▶ 安全・安心まちづくりの推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、防犯対策に配慮した環境設計を図る。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
防犯設備の整備	→通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備推進	A	A
	→道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆トイレ並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備	B	A
広報啓発活動	→防犯設備の整備推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動の実施	A	A